

燕市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 3 日

燕市長 鈴木 力

燕市条例第 29 号

燕市下水道条例の一部を改正する条例

燕市下水道条例(平成18年燕市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

別表の1を次のように改める。

1 特定環境保全公共下水道を除く区域

区分		単位		使用料月額
水道汚水	基本料金	汚水の排除量が 10 立方メートルまで		1,230 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	一般汚水	汚水の排除量が 10 立方メートルを超え、20 立方メートルまでの分	144 円
			汚水の排除量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの分	164 円
			汚水の排除量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの分	179 円
			汚水の排除量が 100 立方メートルを超える分	198 円
		公衆浴場汚水の排除量が 10 立方メートルを超える分		12 円
その他汚水		汚水の排除量が 1 立方メートルにつき	62 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表の1の改正規定は、令和8年5月分として算定する使用料から適用し、令和8年4月分として算定する使用料までについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年5月分から令和10年4月分として算定する使用料は、次のとおりとする。

区分		単位		使用料月額
水道汚水	基本料金	汚水の排除量が 10 立方メートルまで		1,025 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	一般汚水	汚水の排除量が 10 立方メートルを超え、20 立方メートルまでの分	120 円
			汚水の排除量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの分	136 円
			汚水の排除量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの分	149 円
			汚水の排除量が 100 立方メートルを超える分	165 円
		公衆浴場汚水の排除量が 10 立方メートルを超える分		10 円
その他汚水		汚水の排除量が 1 立方メートルにつき	51 円	